

宇都宮文星短期大学学則

第1章 総則

(教育の理念・目的・目標)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門の学芸を教授研究し、「敬」の精神を教旨とした建学の精神の下に学業を通じて人格を形成するとともに、職業又は實際生活に必要な実践的能力を持った人材を育成して、社会の産業・経済・文化向上に寄与することを教育理念とする。

2 本学は、建学の精神である「三敬精神」及び教育理念に基づき、地域文化の探求と発展を目指し、地域の多彩なニーズに応え、地域総合カレッジとして創造性豊かな人材を育成することを教育目的とする。

3 本学にライフデザイン及びフードの2フィールドを設け、それぞれのフィールドに関する高等教育レベルの知識や技術・技能を総合的に学びながら、コミュニティや職場に積極的に参画し、中心的な役割を担うことのできる人材の育成を教育目標とする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の設置目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

4 点検及び評価を行う項目並びに体制については、別に定める。

5 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するために、ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

6 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	総 定 員
地域総合文化学科	70 人	140 人

2 各養成施設の定員等は、別表1のとおりとする。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

(相当期間の修業年限への通算)

第3条の2 本学への学生以外の者として一つの大学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して前条に定める修業年限に通算することができる。

ただし、その期間は、前条に定める修業年限の2分の1を超えないものとする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を次の2期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から3月31日まで

2 教育上必要がある場合、学長は、前項の前期終日及び後期初日を変更することができる。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学の開学記念日 6月8日

(4) 春期休業日 3月25日から4月5日まで

(5) 夏期休業日 8月1日から9月20日まで

(6) 冬期休業日 12月20日から1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項のほかにも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

（入学の出願）

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。
2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第10条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第11条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納入しなければならない。
2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（転学及び再入学）

第12条 本学に転学又は再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（退学）

第13条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（休学）

第14条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。
2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第15条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更

に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第15条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡または長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第18条 授業科目を分けて、教養科目、専門科目とする。

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対して日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。
- 3 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下、「帰国子女」という。）の教育について本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設することができる。
- 4 授業科目に関し必要な事項は、別に定める。

(授業日数)

第19条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたるものとする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(履修科目の登録の上限)

第21条の2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学

生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(学習の評価)

第22条 試験等の成績評価は、100点を満点とし、秀(95点以上)、優(94点-80点)、良(79点-70点)、可(69点-60点)、不可(59点以下)の5段階とし、不可を不合格とする。

(入学前の既修単位の認定)

第23条 教育上有益と認めるときは、入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

- 2 入学する前に行った第26条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き本学において修得した単位以外のものについては、合計30単位以上を超えない範囲で行う。
- 4 前2項の単位の認定の取扱いについては、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第24条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学において履修した授業科目において修得した単位を、第26条第1項の単位と合わせて30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第26条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国の短期大学等における授業科目の履修等)

第25条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生に休学することなく当該外国の短期大学等に留学し学修することを認めることがある。

- 2 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、15単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第26条 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学において修得したと認めることができる。

- 2 単位数は、第24条第1項の単位と合わせて、30単位を超えない範囲とする。

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第 27 条 外国人留学生が第 18 条第 2 項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって教養科目の単位に代えることができる。

2 前項の規定は、帰国子女が第 18 条第 3 項に規定する授業科目の単位を修得したときに、準用する。

3 前 2 項の規定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 6 章 卒業等

(卒業の要件)

第 28 条 本学を卒業するためには、学生は本学に 2 年以上在学し、次により 62 単位以上を修得しなければならない。

(1) 教養科目 10 単位以上

(2) 専門科目（単位互換科目を含む） 52 単位以上

(卒業)

第 29 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学年又は学期の終わりに学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

3 前条により卒業した者は短期大学士を授与する。

(資格の取得)

第 30 条 本学において取得することができる資格の種類は、次のとおりとする。

(1) 実践キャリア実務士

(2) 栄養士

(3) 製菓衛生師受験資格

2 前項の資格を取得しようとする者は、別に定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。

第 7 章 入学検定料、入学金、授業料等学生納付金、その他の費用

(入学検定料等の金額)

第 31 条 本学の入学検定料、入学金、授業料等学生納付金（以下「学納金」という。）の金額は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料 20,000 円

(2) 入 学 金 300,000 円

(3) 授 業 料 600,000 円

(4) 施設設備費 200,000 円

(5) 教育充実費 150,000 円

ただし、外国人留学生は、入学金と授業料を半額とし、教育充実費を免除とすることができる。

2 実験実習等必要な費用は、別にこれを徴収する。

3 系列校からの受験者及び指定校推薦入学試験の受験者については、入学検定料を免除することができる。

- 4 系列校からの入学者は、入学金を免除する。
- 5 系列校推薦入学試験で入学した者は、施設設備費を半額とする。

(学納金の免除)

第 31 条の 2 学業及び人物ともに特に優秀と認められる者に対して、学納金の一部を免除することができる。

(学納金の納入期)

第 32 条 授業料、施設設備費及び教育充実費は、次の 2 期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

- (1) 前期 475,000 円 納期 4 月中
- (2) 後期 475,000 円 納期 9 月中

(退学及び停学の場合の学納金)

第 33 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の学納金は、徴収する。

2 停学期間中の学納金は、徴収する。

(休学の場合の学納金)

第 34 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの学納金を免除する。

(復学の場合の学納金)

第 35 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの学納金を、復学した月に納付しなければならない。

(納付した学納金)

第 36 条 納付した入学検定料、入学金及び学納金は、原則として返付しない。

第 8 章 教職員組織

(教職員組織)

第 37 条 本学に学長を置く。

- 2 本学に副学長を置くことができる。
- 3 学長、副学長の職務は次の各号のとおりとする。
 - (1) 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
 - (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第 9 章 教授会

(教授会)

第 38 条 本学に、教授会及び合同教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（教授会の構成）

第 39 条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の教職員を加えることができる。

（その他）

第 40 条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第 41 条 本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第 21 条及び第 22 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第 42 条 本学において特定の授業科目について研究することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第 43 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第 11 章 賞罰

（表彰）

第 44 条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長が表彰する。

（罰 則）

第 45 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 2 懲戒に関する手続きは別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第46条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

第12章の2 文星・芸術文化地域連携センター

(文星・芸術文化地域連携センター)

第46条の2 本学に文星・芸術文化地域連携センターを置く。

- 2 文星・芸術文化地域連携センターに関して必要な事項は、別に定める。

第12章の3 I Rセンター

(I Rセンター)

第46条の3 本学にI Rセンターを置く。

- 2 I R推進センターに関して必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第14章 厚生施設

(学生寮)

第48条 本学に学生寮を置くことができる。

- 2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第15章 補則

(委任)

第49条 理事長は、本学則の実施に必要な細則を教授会に図って定めることができる。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度から平成2年度において美術学科及び文化学科の総定員は、第2条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	美術学科	文化学科
平成元年度	100人	100人
平成2年度	200人	200人

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、専攻科に係るもののほか、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成3年3月31日に在学している学生についてはなお従前の例による。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、平成5年度入学に係る者から適用する。

なお、平成5年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

なお、平成6年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

なお、平成8年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

なお、平成13年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

なお、平成14年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

なお、平成15年3月31日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

なお、平成 16 年 3 月 31 日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 17 年 3 月 31 日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 29 条第 3 項については、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 19 年 3 月 31 日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 20 年 3 月 31 日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 21 年 3 月 31 日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 22 年 3 月 31 日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 23 年 3 月 31 日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 24 年 3 月 31 日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 25 年 3 月 31 日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 26 年 3 月 31 日に在学している学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 31 条及び第 32 条については、平成 27 年度に係る者から適用する。

附 則

この学則は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 1 条、第 30 条、第 31 条第 5 項については、平成 30 年度入学に係る者から適用する。

附 則

この学則は、2019 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

なお、2021 年 3 月 31 日に在学している学生については、従前の例による。

別表 1

養成施設の定員等

養成施設	養成対象	入学定員
栄養士養成施設	地域総合文化学科 フードフィールド 栄養士ユニット	40 名
製菓衛生師養成施設	地域総合文化学科 フードフィールド 製菓衛生師ユニット	30 名